

令和4年6月27日

各 施 設 長 様  
各 事 業 所 管 理 者 様

名 古 屋 市 健 康 福 祉 局  
障 害 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 長

本日午前11時、食中毒警報が発令されましたので、食品の衛生管理について十分ご注意ください。

(参考) ○印が、今日の適用条件です。

#### 食中毒警報発令基準

- ① 気温 30℃以上が 10 時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき
- 2 湿度 90%以上が 24 時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき
- 3 24 時間以内に急激に気温が上昇して、その差が 10℃以上のとき、又はそれが予想されるとき
- 4 次の 3 つの条件が同時に発生したとき、またはそれが予想されるとき
  - (1) 気温 28℃以上となり、かつ、6 時間以上継続するとき
  - (2) 湿度 80%以上となり、かつ、相当時間継続するとき
  - (3) 48 時間以内に気温が上昇して、最高と最低の差が 7℃以上となりかつ、相当時間継続するとき
- 5 保健所長が特に必要があると認めた場合

(その他)

この警報は発令時から 48 時間継続し、その後は自動的に解除されます。

\*詳しくはウェルネットなごや及び名古屋市公式ウェブサイトに掲載予定ですのでご確認ください。

健康福祉局監査課管理栄養士（介護保険課・障害者支援課兼務） 972-2512